

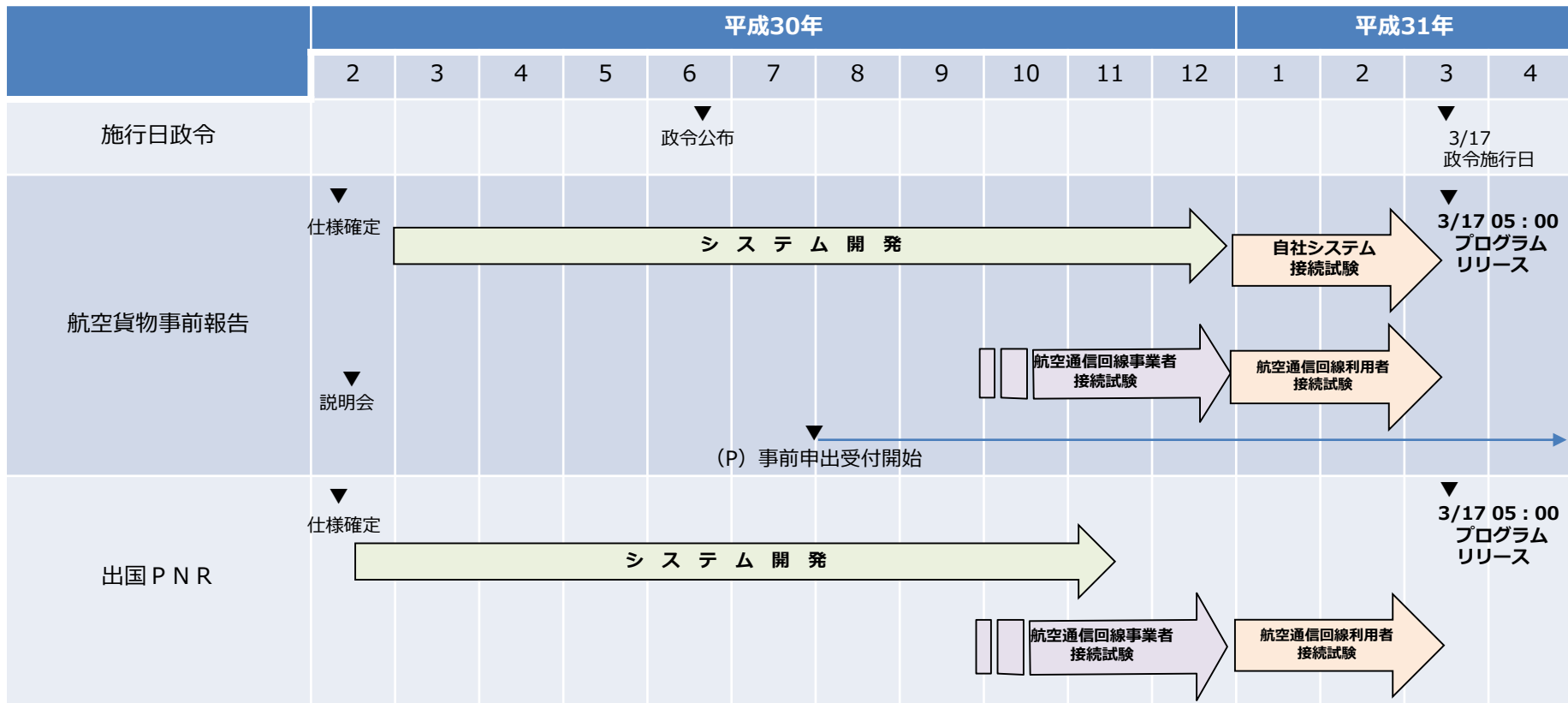
「航空貨物に係る事前報告制度」及び「旅客及び乗組員に係る事前報告制度」
の拡充に伴うN A C C Sの対応について

平成30年8月
財務省関税局・N A C C Sセンター

1. 航空貨物事前報告拡充及び出国 P N R の報告に伴う制度施行までのスケジュール

【主なスケジュール】

- 平成30年10月から12月までの間、航空通信回線事業者とNACCSとの接続試験を実施します。
- 平成31年1月から3月までの間、自社システムを利用する者又は航空通信回線事業者を利用する者とNACCSとの接続試験を実施します。
- 航空通信回線事業者を利用して報告する場合における事前申出書の受付は平成30年8月から開始、平成31年1月頃から予定している航空通信回線事業者を利用する者とNACCSとの接続試験に参加するためには、平成30年10月末日までに、各空港税関にご提出下さい。
(制度施行後においては、申出書提出から登録まで10日程度(土日・祝日を除く)必要となります)
- 出国PNRについて、航空通信回線事業者を利用して提出する場合は、あらかじめ税関に事前申出書を提出する必要がありますが、現在、既に入国PNRにおいて事前申出書の提出を行っている場合は、改めての提出は不要となります。
- NACCSでは、プログラムのリリースを「平成31年3月17日(日)午前5時(予定)(日本時間)」に実施します。



2. 航空貨物事前報告拡充に伴う制度施行までのスケジュール

【航空貨物事前報告業務に係る接続試験の実施について】

航空貨物事前報告業務については、平成31年3月17日（日）以降から利用可能となりますが、NACCSセンターでは、本番稼働前に、あらかじめ正常に業務処理が行われることを確認するため、接続試験環境において接続試験を実施します。今回の航空事前報告業務の接続試験については、以下のとおり実施する予定としています。

1. 自社システム利用者との接続試験

自社システムを利用して報告を行う利用者との接続試験については、平成31年1月から3月にかけて実施する予定としています。具体的な日時については、改めてご案内いたします。

なお、先般、5月に航空会社様に対して、報告方法に関するアンケートを実施し、自社システム利用予定として回答があった利用者に対しては、自社システム改修に必要となる仕様書等は既に提供させていただいています。

2. 航空通信回線事業者を利用する者との接続試験

（1）航空通信回線事業者を利用する場合については、あらかじめ、航空通信回線事業者とNACCSとの間で正常に接続が行われ、かつ、送信されるデータが問題無くNACCSで処理されるか確認するための接続試験を実施します。

当該接続試験については、本年10月から12月にかけて、各航空通信回線事業者と個別に調整のうえ、実施いたします。

（2）航空通信回線事業者との接続試験終了後、平成31年1月から3月にかけて、航空会社様からCargo-IMP電文等を送信（※）いただき、航空通信回線経由で正常にNACCSで処理されるか確認するための接続試験を実施します。

なお、当該接続試験については、航空通信回線事業者を利用する予定の全ての航空会社に対して必須とすることは予定していません。

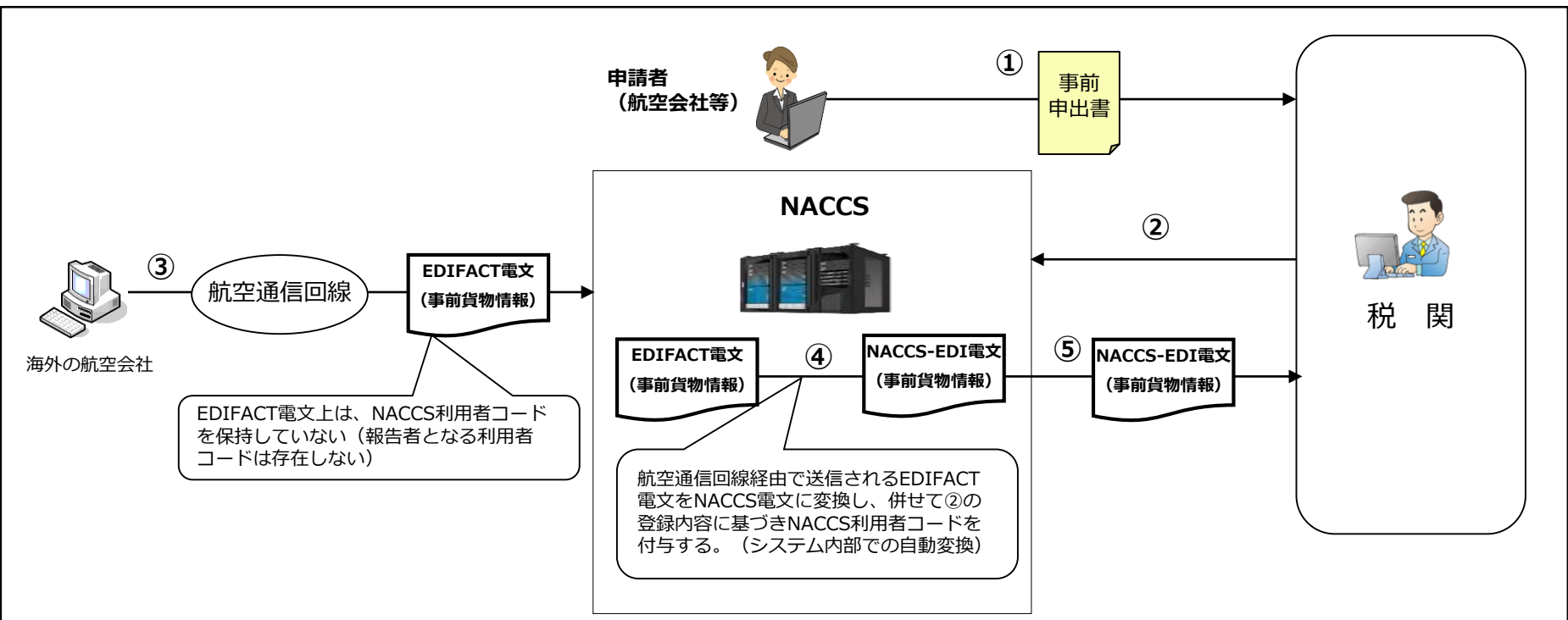
具体的な実施方法は、今後、航空通信回線事業者と調整を行い、弊社又は航空通信回線事業者のいずれかよりご案内させていただきます。

（※）送信先となるNACCS向けのSITAアドレスは既に取得手続に入っており、今後、改めてご案内いたします。

【プログラムリリースについて】

航空貨物事前報告業務に係るプログラム変更については、平成31年3月17日（日）05:00（日本時間）に実施することを予定しています。従いまして、航空会社様は、同日時以降から業務実施が可能となります。（航空通信回線事業者を利用する場合は、同日時以降、NACCS用のSITAアドレス向けに送信いただくこととなります。）

(参考) 航空貨物事前報告に係る事前申出書の提出と変換イメージ



【航空通信回線を利用する場合の事前申出書等の運用手順】

- ① 航空会社(機長代行者)様が航空貨物事前情報を航空通信回線を利用して税関に報告する場合は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書（仮称）」を各空港単位で提出する必要があります。事前申出書の受付は平成30年8月から開始する予定としています。
- ② 税関により、上記①の事前報告申出書の内容がNACCSに登録されます。NACCSへの登録には申出書提出から10日程度（土日・祝日を除く）必要となります。
なお、3月17日（日）（予定）の制度施行に合わせて開始（送信）する場合は、2月末までに、各空港税関の窓口に出出書を提出してください。
また、平成31年1月頃から予定している「航空通信回線事業者を利用する者とNACCSとの接続試験」に参加するためには、平成30年10月末日までに、各空港税関の窓口に出出してください。
- ③ 航空会社様は、平成31年3月17日（日）05:00（日本時間）以降、航空通信回線を利用して、航空貨物事前情報をNACCSの事前貨物報告用「SITAアドレス」宛に送信することとなります。
- ④ NACCSは航空通信回線から送信されるEDIFACT電文（ADM110・HDM110）を受信後、以下の処理を行います。
a EDIFACT電文（ADM110・HDM110）をNACCS-EDI電文（ADM01・HDM01）に変換
b 上記aの処理で作成されたNACCS電文に、②で設定された情報を基に報告者の利用者コードを付与
- ⑤ 税関向けに事前貨物情報を送信します。

※航空通信回線を利用しない場合は「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書（仮称）」の提出は不要となります。

3. 出国 P N R の報告に伴う制度施行までのスケジュール、手続き等

【出国 P N R に係る接続試験の実施について】

出国 P N R に関しては、航空通信回線事業者との間での接続試験のみを実施することとしています。従いまして、航空会社様に参加いただくことは予定していません。

【プログラムリリースについて】

出国 P N R に係るプログラム変更については、航空貨物事前報告業務と同様、平成31年3月17日（日）05:00（日本時間）に実施することを予定しています。これに伴い、航空会社様は、現在の入国 P N R のみの送信と合わせ、同日時以降は出国 P N R 情報についても送信していただくこととなります。

現在、入国 P N R 情報の送信について航空通信回線事業者を利用している場合は、出国 P N R 情報の送信にあたって、前述のとおり、改めて税関に対する事前申出書の提出を行う必要はありません。